

こんなときどうする？
どうなる？

ありがちな

「インボイス」の疑問に答える

税理士 伊藤千鶴



今年の6月に国税庁の「インボイスQ&A」が改訂されました。2023年10月にスタートしたインボイス制度ですが、イレギュラーなケースでは、未だにインボイスの扱いについて迷うことも少なくないようです。ここでは、国税庁の「インボイスQ&A」から日ごろの実務でありがちなインボイスにまつわる疑問をピックアップして、ビギナー経理にも理解できるように分かりやすく解説します。

まずはインボイス制度のしくみをおさらいしておこう

令和5年10月1日に「適格請求書等保存方式」が開始されてから2年近く経ちましたね。世間の声では、インボイス制度に慣れてきたものの、制度が複雑で簡素化してほしいとか、新規の取引先がインボイスに登録をしている

かどうかを確認するのが煩わしいなど、ネガティブな意見が見られるようです。一方で、インボイス制度への対応をきっかけに、ペーパーレス化や請求書の電子化が進んだというポジティブな意見もあるようです。読者の皆さんも、それぞれ思うところがあるかと思いますが。

本稿では、インボイス制度のおさらいをした後、ありがちなインボイスの疑問を解説していきます。まずは、簡

単にインボイス制度の概要を確認していきましよう。

そもそも、適格請求書(インボイス)とは、「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのもの」をいいます。つまり、請求書、納品書や領収書などで、登録番号、適用税率及び消費税額などが記載されたものです。

この制度は、消費税率が10%と8%になったことにより、売手側の適用税率や消費税額等を買手側に伝える必要が生じたため設けられました。

インボイス制度では、売上に係る消費税から仕入や経費に係る消費税を控除したいときには、仕入や経費に係るインボイスをもらい、保存しておくことが必要になります。インボイスは適格請求書発行事業者のみ発行ができますので、取引先が適格請求書発行事業者かどうかを確認することが必要になります。

その確認については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で、取引先の登録番号を検索することによりできます。

読者の皆さんの会社でも、請求書や領収書、レシート類などがインボイスに該当するかどうかを確認し、会計ソフトに入力し、インボイスをデータや書面で保存をしているのではないでしようか。

そして、自社がインボイスを発行するときも、適格請求書発行事業者に登録しなければなりません。適格請求書発行事業者になった場合、取引先からインボイスの交付を求められたときには、インボイスを交付する義務があります。自社が小売業、飲食店業、タクシー業等の場合は、簡易インボイスを交付します。

原則として、適格請求書発行事業者はインボイスを交付しなければなりません。3万円未満の公共交通機関の

利用や、郵便切手類等の特定の取引については交付義務が免除されています。仕入税額控除についても、これらの特定の取引についてはインボイスの保存は必要なく、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で控除ができることになっています。

インボイス制度を簡単におさらいしたところで、Q & Aをみていきましよう。

Q1 飲食店から手書きのインボイスをもらいましたが、インボイスの記載事項が足りていないようです。仕入税額控除はできないのでしょうか。

インボイスは手書きでもOKです。ただし、インボイスとして、次の事項が記載されていなければなりません。

① 適格請求書発行事業者の氏名及び